

厚生労働省政策統括官表彰要領に係る比較表

(傍線部分は変更部分)

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>厚生労働省政策統括官表彰要領</u></p> <p style="text-align: right;"><u>令和2年8月7日</u></p> <p><u>第1 趣旨</u> 厚生労働省所管の<u>統計調査</u>の発展のために尽力し、その業績が顕著と認められる者を表彰し、その労苦に報いるとともに、厚生労働統計関係事務に従事する者の士気の高揚を図るため、<u>厚生労働統計功労者功績表彰</u>に準じて表彰を行う。</p> <p><u>第2 表彰の基準</u> 表彰は、<u>厚生労働統計の業務における業績又は成績が特に顕著である個人であって、次のいずれかに該当する者</u>について行う。</p> <p><u>1 表彰対象年度末日現在において、地方公共団体（都道府県及び市区町村をいう。）に勤務する職員で、厚生労働統計関係事務に通算して5年以上従事し、勤務成績が優秀である者</u></p> <p><u>2 統計調査員（指導員を含む。）で、表彰対象年度末日現在において、厚生労働統計調査業務に通算して3回（月次調査においては1年6ヶ月）以上従事した者</u></p> <p><u>3 その他功績のある者で、表彰することが適当であると認められる者</u></p> <p><u>第3 被表彰候補者の推薦者及び推薦人員</u></p> <p><u>1 被表彰候補者の推薦</u> 都道府県知事は、第2に該当する者のうち、表彰を受けることが適当と認</p>	<p><u>1 趣旨</u> 厚生労働省所管の<u>厚生統計関係調査</u>の発展のために尽力し、その業績が顕著と認められる者を表彰し、その労苦に報いるとともに、厚生統計関係事務に従事する者の士気の高揚を図るため、<u>厚生労働大臣表彰</u>に準じて表彰を行うものである。</p> <p><u>2 選考基準</u> 表彰は、<u>次の各号のいずれかに該当する者（表彰対象年度末日現在において、年齢30歳以上の者に限る。）</u>について行う。</p> <p><u>(1) 表彰対象年度末日現在において、地方公共団体（都道府県及び市区町村をいう。）の職員で厚生統計関係事務に通算して5年以上従事し、勤務成績が優秀である者</u></p> <p><u>(2) 表彰対象年度末日現在において、統計調査員（指導員を含む。）として厚生統計調査業務に通算して3回以上従事し、調査成績が優秀である者</u></p> <p><u>(3) その他功績のある者で、表彰することが適当であると認められる者</u></p> <p><u>3 被表彰候補者の推薦者及び推薦人員</u></p> <p><u>(1) 推薦者は、都道府県知事とする。</u></p>

められる者があるときは推薦する。

2 推薦人員

第2に該当する者の人員については、各都道府県3名（人口300万人以上の都道府県にあつては4名、人口500万人以上の都道府県にあつては6名、人口700万人以上の都道府県にあつては8名）以内とする。

第2の2に該当する者の人員については、各都道府県1名（人口300万人以上の都道府県にあつては2名、人口500万人以上の都道府県にあつては3名、人口700万人以上の都道府県にあつては6名）を追加することができる。

第4 選考の方法

別に定める選考委員会において選考した上で、政策統括官が決定するものとする。

第5 表彰の方法

表彰については、各都道府県が主催する都道府県統計大会等において伝達する。

表彰は、感謝状を授与し、副賞を贈る。

第6 表彰の期日

統計の日である10月18日とする。ただし、特段の事情が生じた場合は、この日のほか、臨時の表彰を行うことができる。

厚生労働省政策統括官表彰要領第4に基づく選考委員会委員は下記の者とする。

政策統括官（統計・情報政策担当）

政策立案総括審議官

参事官（企画調整担当）

(2) 推薦人員は、各都道府県2名（人口300万人以上の都道府県にあつては3名、人口500万人以上の都道府県にあつては5名）以内とする。

なお、統計調査員（指導員を含む。）については、このほかに各都道府県1名（人口300万人以上の都道府県にあつては2名、人口500万人以上の都道府県にあつては3名）を追加することができる。

(新設)

4 表彰の方法

表彰は、賞状を授与し、副賞を贈る。

(新設)

(新設)

統計管理官（人口動態・保健社会統計室長）

統計管理官（雇用・賃金福祉統計室長）

保健統計官

社会統計官

世帯統計官

賃金福祉統計官